

「千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例改正 (案)」に関するパブリックコメント手続を実施します。

千葉市では、「千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を昭和46年に制定し、駐車場不足や路上駐車増加による道路交通障害を解消するために、一定規模以上の建築物に対して、駐車場の附置を義務付けていますが、最終改正から約50年が経過し、この間標準駐車場条例等が改正されるなど、駐車場をめぐる状況は大幅に変化しています。

そこで、近年の社会情勢の変化や現況調査の結果に基づき条例の適正化を図ることとし、改正案を作成しました。

この案について、皆様のご意見、ご提案をお聞かせください。

【案の公表場所】

- ・市ホームページ：https://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/public_comment.html
- ・市内施設での閲覧および配布：都市計画課（中央コミュニティセンター3階）、市政情報室（中央コミュニティセンター2階）、各区役所の地域振興課、市図書館。

【意見の募集方法】

- ・募集期間：令和4年3月1日(火)～令和4年4月8日(金) ※郵送の場合は当日消印有効
- ・募集方法
「千葉市建築物における駐車施設の附置等に関する条例の改正(案)に対する意見」と書き、住所、氏名（ふりがな）または団体名・団体の所在地・代表者氏名（ふりがな）、電話番号・電子メール等の連絡先を明記の上、次のいずれかの方法により提出してください。口頭、電話での意見はお受けできませんのでご了承ください。
- ・提出先
 - 1 郵送：〒260-8722 千葉市中央区千葉港1-1 千葉市役所都市計画課
 - 2 FAX：043-245-5627
 - 3 電子メール：keikaku.URU@city.chiba.lg.jp
 - 4 持参：都市計画課（中央コミュニティセンター3階）、各区役所の地域振興課

【市の考え方の公表】

いただいたご意見の概要とそれに対する市の考え方は、令和4年5月に公表する予定です。なお、住所、氏名等の個人情報公表しません。

お問い合わせ先

千葉市都市局都市部都市計画課

電話 043-245-5349

FAX 043-245-5627

電子メール keikaku.URU@city.chiba.lg.jp